

令和7年9月 11 日

公益社団法人鶴岡法人会
会長 佐藤 友行 様

鶴岡税務署長
和田 光 靖
(官印省略)

所得税の基礎控除の見直し等に関する周知・広報等への御協力をお願いについて（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度の税制改正では、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」及び「特定親族特別控除の創設」（以下「所得税の基礎控除の見直し等」といいます。）が行われており、令和7年12月からの制度の円滑な実施のため、周知・広報に努めているところです。

貴会におかれましては、この制度改正に伴う周知・広報等に御協力いただいております。重ねて御礼を申し上げます。今後、周知・広報等に関しては、以下の事項を周知いただきますようお願いいたします。

1. コールセンターの設置

国税庁では、源泉徴収義務者の方が、今般の所得税の基礎控除の見直し等に適切に対応いただけるよう、「所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト」（以下「特設サイト」といいます。別添1）を開設して、パンフレット、よくある質問（Q&A）、年末調整関係書類等を掲載するなど、周知・広報を順次進めているところです。

今後、以下のとおり、「給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター」を開設する予定となっていますので、会員の皆様への周知をお願いいたします。

○ 給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター

開設日：令和7年9月16日（予定）

電話番号：0570-02-4562（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

※ 上記コールセンターに関する情報は、9月上旬に特設サイトにも掲載予定です。

2 年末調整特集ページの周知・広報

例年、年末調整の時期には、国税庁ホームページ内に「年末調整特集ページ（年末調整がよくわかるページ）」を開設して、年末調整の際に使用する各種様式、年末調整の手順

等（令和7年分には、所得税の基礎控除の見直し等に関する事項も追加）の詳細を解説したパンフレット及び動画、チャットボット（AIを活用したシステムによる質問への自動応答）を掲載しています。

できるだけ多くの源泉徴収義務者の方を「年末調整特集ページ」へ御案内するため、リンク用バナー（別添1）を配布しているところ、本年においても、貴会のホームページに、このリンク用バナーを掲載いただくとともに、機関紙（誌）等にも、「年末調整特集ページ」のURL又はQRコード（別添1）を掲載いただくようお願いいたします。

3 年末調整手続の電子化の促進

年末調整の一連の手続を電子化することにより、勤務先と従業員の双方の年末調整に係る事務負担の軽減を期待できることから、国税庁では、年末調整手続の電子化を推進しています。

このため、マイナポータル連携（従業員の方がマイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得すると、各種申告書の該当項目へ自動入力できる仕組み）に対応した控除証明書等を発行する事業者の拡大に取り組むとともに、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（従業員が年末調整申告書を作成するソフトウェア）を無償で提供しているところです。

令和7年分の年末調整手続においても、国税庁ホームページ内に「特集ページ（年末調整手続の電子化に向けた取組について）」を設け、電子化の導入方法に関するパンフレットを掲載して周知・広報を図っています。本年も、昨年を引き続き、貴会のホームページに「特集ページ」のリンク用バナー（別添1）を掲載いただくとともに、機関紙（誌）等にも、「特集ページ」のURL又はQRコード（別添1）を掲載いただくようお願いいたします。

4 源泉所得税のキャッシュレス納付の推進

国税庁では、より多くの方がキャッシュレス納付のメリットを享受し、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、令和8年度末までにキャッシュレス納付割合を5割とする目標を設定し、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキング等による電子納税などのキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

そうした中で、令和7年10月には、納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付について、利用割合の目標（令和8年度末までに36%を予定）を新たに設定し、その利用拡大に向けて取り組んでいくことも予定しています（別添2）。

これまでも、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を中心にキャッシュレス納付の利用促進を図っていただいておりますが、これに加えて、源泉所得税のキャッシュレス納付の更なる利用拡大に向けて、年末調整説明会などの機会を捉えた周知や、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用した研修会の開催など、これまで以上に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、貴会の機関紙（誌）等にも、「源泉所得税の納付手続（キャッシュレス納付）ページ」のURL又はQRコード（別添1）を掲載いただくようお願いいたします。

5 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出

事業者の方から税務署にオンライン（e-Tax、認定クラウド等、eLTAX）で提出された給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」といいます。）の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の源泉徴収票の情報を含みます。）は、従業員の方の確定申告において、マイナポータル連携の自動入力の対象になります。このため、源泉徴収票のオンライン提出について、会員の皆様への働きかけをお願いいたします。

また、既にオンライン提出されている源泉徴収票について、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等が正しく入力されておらず、マイナポータル連携の自動入力の対象とならなかった事例が多数ありますので、これらの正確な入力について、会員の皆様への働きかけもお願いいたします。

おって、eLTAXを利用すれば、市区町村に提出する給与支払報告書の作成と同時に、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成することができ、それぞれを市区町村と税務署へ一挙に提出することができます。さらに、令和9年1月からは、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署にも源泉徴収票を提出したとみなされ、その場合、eLTAXで提出された給与支払報告書については、マイナポータル連携の自動入力の対象になる予定ですので、給与支払報告書のeLTAXによる提出の勧奨にも御協力をお願いいたします。

つきましては、貴会の機関紙（誌）等に、「給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出」のURL又はQRコード（別添1）を掲載いただくようお願いいたします。

6 マイナンバーカード・電子証明書の更新

令和7年度は、マイナンバーカードの交付開始から10年目となるため、交付後10年目を迎える平成28年に交付されたマイナンバーカードについては、その本体（有効期限10年）及び電子証明書（有効期限5年）が更新時期を迎えます。

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使用できなくなるほか、e-Tax等の申告・申請手続やコンビニ交付、健康保険証等にも使用できなくなります。

このため、貴会の機関紙（誌）等に、「マイナンバーカードの有効期限に関するQ&A」のURL又はQRコード（別添1）を掲載するとともに、関係者の皆様へ早期の更新を促していただきますよう、御協力をお願いいたします。

7 所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更

国税庁では、令和8年9月に、基幹システムの「国税総合管理システム（KSK）」を刷新（KSK2の導入）する予定です。

このKSK2の導入に伴い、令和8年9月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）の様式を変更する予定です（A4三つ折りサイズ程度の複写式から、A4サイズの単票式へ変更）。

この点に関しては、令和7年8月下旬に、国税庁ホームページ（「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」ページ、別添1）に詳細な情報を掲載していますので、会員の皆様への周知をお願いいたします。

※ 上記1～7の事項について、御不明な点がございましたら、下記の連絡先まで、お問い合わせください。

【担当者】

鶴岡税務署法人課税部門 田中 幸彦

Tel0235-22-1401（内線 251）

※音声案内で「2番」を選択してください。

(別添1)

国税庁ホームページ等のURL・リンク用バナー・QRコード

1 所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

所得税の
基礎控除の見直し等



2 年末調整がよくわかるページ

※ 令和7年分については、令和7年9月下旬～10月上旬に更新予定です。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

年末調整がよくわかるページ



3 年末調整手続の電子化に向けた取組について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

年 末 調 整
電子化で業務効率化



※ 上記「年末調整がよくわかるページ」及び「年末調整手続の電子化に向けた取組について」のリンク用バナーにつきましては、「年末調整がよくわかるページ」にも掲載しておりますので、御利用ください。

4 源泉所得税の納付手続（キャッシュレス納付）

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm



5 給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0025004-071.pdf>



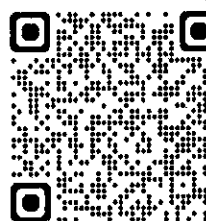
6 マイナンバーカードの有効期限に関するQ & A

<https://digital-gov.note.jp/n/nff8306c9b552>



7 所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>



(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ ホームページや機関紙（誌）等へ掲載していただきますよう御協力をお願いいたします。